

小田原市監査委員公表第7号

令和元年9月26日

小田原市監査委員 岡本重治

小田原市監査委員 数馬勝

小田原市監査委員 鈴木美伸

監査結果に基づき市長が講じた措置の公表

令和元年6月27日付け監査第13号の監査結果に基づき市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

No.	指摘等の内容	措置状況
1	<p>概算払による補助金について、会計年度独立の原則に反し、支出負担行為をした年度内に、補助事業の成果が補助金の交付決定内容及び条件に適合するかの調査を行わず、額の確定を行っていなかった。</p> <p>(青少年課、福祉政策課、健康づくり課、小田原消防署消防課)</p>	<p>従前は、交付団体からの事業実績報告の提出が提出期限に遅れ、年度内に額確定を行うことが出来ていなかったが、本年度から要綱に定められた実績報告期日(3月31日)より前に額確定に必要な実績報告書類提出の締め切り日を設定し、その期日に合わせた報告書提出勧奨の通知を交付団体に送付することで、今後は事業実績報告の遅延を起させないようにする。(青少年課)</p> <p>3師会の決算額は、各会の理事会を経ないと額が確定しないため、年度内に額の確定を行うことは難しいが、各会事務局と調整し、補助金に係る決算額については、年度内に確定してもらうこととした。</p> <p>今後とも各会と調整しながら適正な</p>

		<p>執行に努めていく。(健康づくり課)</p> <p>令和元年度に支出負担行為をした補助金について、当該年度内に実績報告を関係団体に提出をさせ、補助事業の成果が補助金の交付決定内容及び条件に適合するか判断することとし、その旨、関係団体に告知した。(福祉政策課)</p> <p>概算払による補助金について、会計年度独立の原則に基づき、支出負担行為をした年度内に、補助事業の成果が補助金の交付決定内容及び条件に適合するかの調査を実施し、額の確定を行うとした。(小田原消防署消防課)</p>
2	<p>概算払による補助金について、補助金交付要綱における実績報告提出日が年度内に額の確定が可能なように定められていなかった。</p> <p>(健康づくり課、小田原消防署消防課)</p>	<p>要綱を改正し、実績報告提出日を年度内とした。(健康づくり課)</p> <p>小田原市消防団交付金交付要綱及び小田原市消防団員互助会補助金交付要綱を改正し、実績報告提出日を年度内に額が確定するようにした。</p> <p>(小田原消防署消防課)</p>
3	<p>従来、少額随意契約として見積り合わせで執行していた業務委託契約について、予定価格の変更に伴い入札が必要となったにもかかわらず、入札を行っていなかった。(健康づくり課)</p>	<p>毎年の定例業務であっても、前年に倣うのではなく、契約事務提要で執行手続きを確認し、適正な事務を行います。</p>